

## 柏崎市新規就農者育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新規就農者の就農に必要な技術や、経営のノウハウの習得を図るとともに、農業法人等の経営発展や人材育成・定着を促進するために、市内で農業経営を行う法人等が雇用する就農希望者の研修等に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する補助金の交付に関して、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助対象者は、市内で農業経営をする農業法人等で、国が実施する「農の雇用事業（雇用就農者育成・独立支援タイプ）」又は「雇用就農資金（雇用就農者育成・独立支援タイプ）」に、当該年度中の事業採択及び交付を受けているものとする。

(補助対象経費)

第3条 この事業の補助対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 農業法人等の指導者が、新たに雇用した研修生（以下「研修生」という。）に対して技術・経営ノウハウ等を習得させるために行う研修経費・就業上必要な各種資格取得のための講習費、テキスト購入費、受験料等
- (2) 研修生が、先進的な農業法人や専門的な知識を有する者などの外部講師から指導を受けた際の謝金、研修生が参加する技術・知識取得に関するセミナーの受講料
- (3) 研修生に対する研修の実施及び資格の取得に必要な交通費又は宿泊費
- (4) 研修生を対象として加入する雇用保険料、労働者災害補償保険料の事業主負担分。ただし、厚生年金保険料、健康保険料の社会保険の事業主負担分は、対象にならない。

(補助額)

第4条 補助額は、研修費として実際に負担した費用と農の雇用事業で採択を受けた費用（月額最大97,000円）又は雇用就農資金

で採択を受けた費用（月額最大50,000円）との差額の1/2以内とする。ただし、月額30,000円を上限とする。

2 研修生が次に掲げる要件に該当する場合は、補助額を上乗せすることができる。この場合において、上乗せする額は、補助額の1/2以内とし、月額15,000円を上限とする。ただし、この要件は、重複することができないものとする。

(1) 市外から転入した研修生で、柏崎市にU・Iターンをしておおむね3年以内の者

(2) 女性の研修生  
(研修実施期間)

第5条 補助金の交付対象となる研修実施期間は、最長で2年間とする。ただし、研修実施期間が3か月未満の場合は補助金を交付しない。

(採択条件)

第6条 この補助金の採択条件として、農業法人等と研修生は、研修を実施する当該年度に一般社団法人全国農業会議所から発表される農の雇用事業募集要領又は雇用就農資金募集要領の要件を満たすこととする。ただし、研修生の年齢要件は、当該要領の規定にかかわらず、45歳未満とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者は、柏崎市新規就農者育成支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）に、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定及び確定通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、交付する場合にあっては柏崎市新規就農者育成支援事業補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書（別記第2号様式）により、交付しない場合にあっては柏崎市新規就農者育成支援事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けた期間の倍の期間以内で解雇した場合又は虚偽その他不正によって補助金の交付を受けたときは、直ちに補助金を返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和9年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年4月12日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年2月4日から施行する。